

## 境港カーボンニュートラルポート形成協議会設置要綱（案）

## （趣旨）

第1条 北東アジアゲートウェイを目指す境港の脱炭素化の取組を推進するため、境港カーボンニュートラルポート形成協議会（以下「協議会」という。）を設置し、次世代エネルギーの需要や利活用方策など「境港カーボンニュートラルポート形成計画」（以下「計画」という。）の策定に必要な検討を行うとともに、カーボンニュートラルポートの形成を通じて脱炭素社会の実現に貢献する。

## （協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、計画策定及び変更に必要な項目について協議を行う。

## （構成員）

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

- 2 構成員の追加等は協議会で決定する。
- 3 協議会の議事を総括するため、構成員の互選により座長を置く。

## （協議会の公開の取扱い）

第4条 協議会は、原則として公開とする。

- 2 配布資料の非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 3 協議会の議事は、会議終了後に、発言者が特定されない形で概要のみ公開する。

## （秘密保持）

第5条 協議会の構成員及び参加者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

## （事務局）

第6条 協議会に係る事務は、境港管理組合が処理する。

## （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議会にて協議し定める。

## （附則）

この要綱は、令和4年10月 日 から施行する。

(第3条別表)

境港カーボンニュートラルポ<sup>o</sup>ート形成協議会 構成員 (案)

(敬称略、順不同)

役 割	区 分	企業名等
構 成 員	有 識 者	公立鳥取環境大学
構 成 員	関 係 企 業	NX境港海陸株式会社
構 成 員	関 係 企 業	株式会社上組
構 成 員	関 係 企 業	三光株式会社
構 成 員	関 係 企 業	株式会社日新
構 成 員	関 係 企 業	合同会社 境港エネルギーパワー
構 成 員	関 係 企 業	東西オイルターミナル株式会社
構 成 員	関 係 企 業	隠岐汽船株式会社
構 成 員	関 係 団 体	境港商工会議所
構 成 員	関 係 団 体	松江商工会議所
構 成 員	関 係 団 体	まつえ北商工会
構 成 員	関 係 行 政 機 関	国土交通省 中国地方整備局 境港湾・空港整備事務所
構 成 員	関 係 行 政 機 関	境港市
構 成 員	関 係 行 政 機 関	松江市
オ ブ ザ ー バ ー	民 間 企 業	ローカルエナジー株式会社
オ ブ ザ ー バ ー	国	環境省 中国四国地方環境事務所
オ ブ ザ ー バ ー	国	国土交通省 中国運輸局
オ ブ ザ ー バ ー	地 方 公 共 団 体	鳥取県
オ ブ ザ ー バ ー	地 方 公 共 団 体	島根県
事 務 局	港 湾 管 理 者	境港管理組合